

3. 施策の進捗状況

3.1 流域内対策

3.1.1 生活系負荷削減対策

(1) 下水道整備の推進

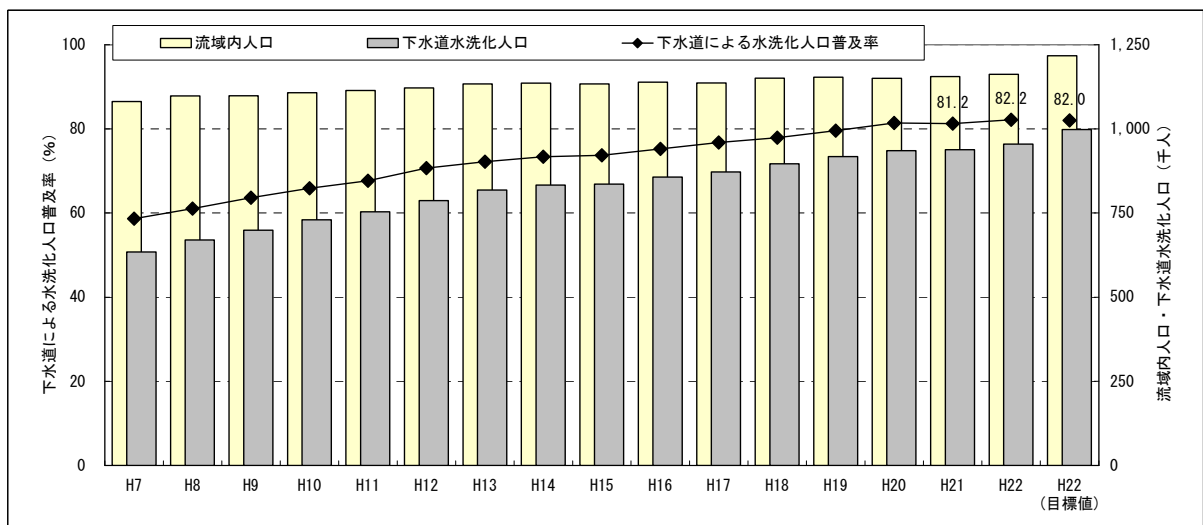
1) 施策の内容と目標

綾瀬川流域では、「荒川左岸南部流域下水道事業」「荒川左岸北部流域下水道事業」「中川流域下水道事業」とこれらに関連する公共下水道事業および東京都公共下水道事業(中川処理区、小菅処理区)により整備が進められている。従って、これらについて、各自治体等において効率的な下水道整備を着実に推進していくものとする。

綾瀬川流域の水洗化人口普及率は、平成12年(西暦2000年)において70.7%となっている。各自治体では、計画目標年次である平成22年(西暦2010年)において82.0%の水洗化人口普及率を目指していくものとする。

a. 施策の進捗状況

綾瀬川流域全体の下水道による水洗化人口および水洗化人口普及率は着実に増加している。平成22年の水洗化人口普及率は82.2%となっており、清流ルネッサンスⅡの計画目標(82.0%)を達成している。

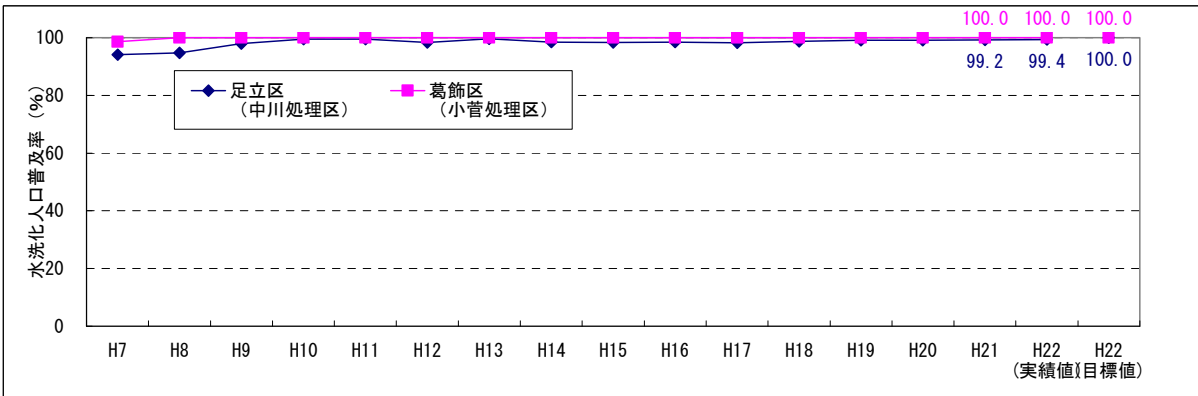
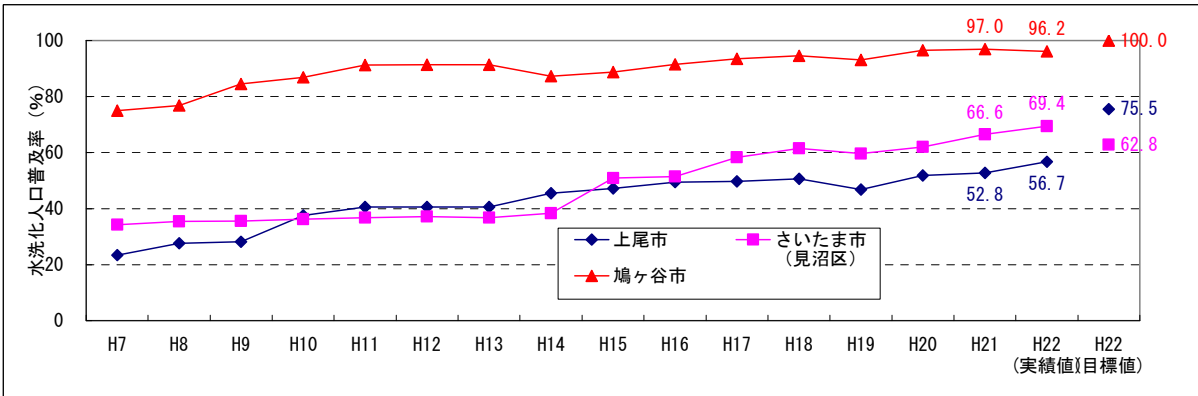
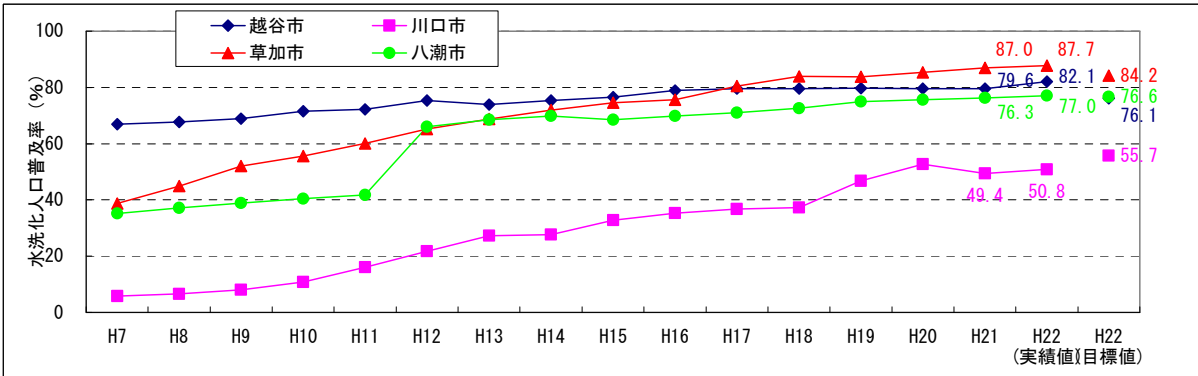
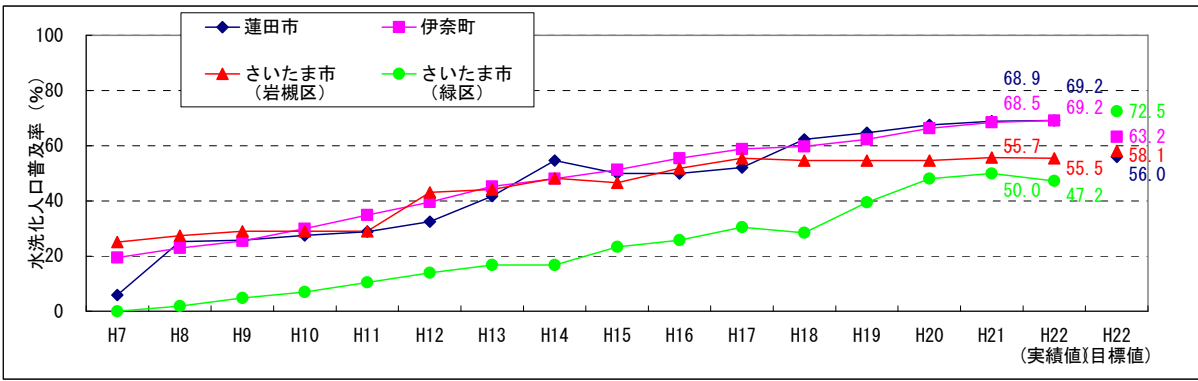


※下水道による水洗化人口普及率 (%) = 下水道水洗化人口 (人) / 流域内人口 (人) × 100

図 3.1.1 下水道による水洗化人口および水洗化人口普及率の推移 (流域全体)

表 3.1.1 下水道による水洗化人口および水洗化人口普及率の推移 (流域全体)

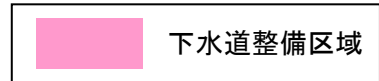
	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
流域内人口 (千人)	1,081	1,098	1,098	1,108	1,114	1,114	1,134	1,135	1,134	1,139	1,136	1,151	1,153	1,149	1,155	1,162
下水道水洗化人口 (千人)	634	670	699	730	754	787	818	833	835	857	872	896	918	935	938	955
下水道による水洗化人口普及率 (%)	58.7	61.0	63.6	65.9	67.7	70.7	72.2	73.4	73.7	75.2	76.8	77.9	79.6	81.4	81.2	82.2



※桶川市の綾瀬川流域は下水道整備区域外のため未掲載

図 3.1.2 各自治体の下水道水洗化人口普及率の推移

【平成 4 年】



【平成 12 年】



【平成 22 年】



図 3.1.3 下水道整備区域の推移

表 3.1.2 下水道整備面積の推移

	平成 4 年	平成 12 年	平成 22 年
下水道整備面積 (km ²)	44.6	74.5	103.4

(2) 下水道整備率の向上

1) 施策の内容と目標

埼玉県内の市町では、下水道整備区域内における未接続家屋や事業所に対し、指導員の派遣、広報および説明会等によるPRなどを実施し、生活雑排水および事業所排水の下水道への接続を図る。

2) 施策の進捗状況

下水道接続率の向上に向けては、各自治体が「住民説明会の開催」「職員または水洗化普及指導員による戸別訪問」「広報誌やホームページによるPR」「イベント時の啓発活動」を行っている。その取り組みによって、下水道整備の必要性について理解してもらい、下水道への接続向上につながっている。

流域全体の下水道の接続率は平成7年が86.9%、平成22年では93.5%と着実に向上している。

表 3.1.3 下水道接続率向上に向けた取り組み（平成20～22年実績）

区市町名	接続率向上に向けた取り組み内容	取り組みの成果
さいたま市	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道敷設時に「下水道への接続について」パンフレットを各戸配布。 市の広報誌やホームページによるPR 供用開始後3年を経過した未接続家屋に対して水洗化普及指導員による普及活動を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道へ接続する世帯が増加した
川口市	<ul style="list-style-type: none"> 工事箇所については、事前にお知らせ等を配布し、説明を行っている 定期的に未接続の家を訪問し、接続の啓発活動に努めている 	-
上尾市	<ul style="list-style-type: none"> 受益者負担金説明会時に接続をPR 広報誌によるPR 供用開始後1年を経過した未接続世帯に対し、指導員が訪問しPRを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣住民との対話もあり、接続率向上につながった
草加市	<ul style="list-style-type: none"> 説明会の実施（下水道の役割、宅内排水設備改造工事の必要性とその手順ならびに融資あっせん制度や貸付制度に関するビデオ上映） 未接続世帯に対し、職員および非常勤嘱託員が戸別訪問を行い、接続のお願いをしている 未接続世帯に対する近隣住民から臭いの苦情があった場合に戸別訪問を行い啓発活動を実施 共同住宅の市外所有者に対しては、郵送や訪問による接続依頼を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 住民からの意見や要望をできる限り反映していくことで、公共下水道接続の向上につながっている
越谷市	<ul style="list-style-type: none"> 職員による接続指導 広報紙によるPR 委託による水洗化事業 	-
鳩ヶ谷市	<ul style="list-style-type: none"> 市の広報紙や夏祭り等のイベントにおいて啓発活動を実施 	-
八潮市	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道敷設時にパンフレットを配布 広報やしおやホームページによるPR 未接続世帯に対し、職員が戸別訪問を行い接続のPR 市役所玄関ロビーにて9月10日（下水の日）を含む1週間展示啓発 	-
蓮田市	<ul style="list-style-type: none"> 各処理区の維持管理組合役員に接続のPRを依頼（農業集落排水施設） 	<ul style="list-style-type: none"> 接続する世帯が増加した
伊奈町	<ul style="list-style-type: none"> 受益者負担金説明会の実施 広報誌によるPR 職員が未接続世帯を訪問し、接続の案内やアンケートの実施と早期の接続依頼を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道整備の必要性を周知することができた 下水道へ接続する世帯が増加した

※桶川市の綾瀬川流域は下水道整備区域外

※足立区は水洗化率100%をほぼ達成、葛飾区は水洗化率100%を達成

公共下水道に早めの接続を！

公共下水道平面図

●平成23年4月1日から新たに使用できる区域

公共下水道は、衛生的なまっすぐに欠かさない施設です。公共下水道が整備されると、清潔で快適な水洗トイレが使えるようになります。平成23年4月1日現在、公共下水道を使用できる区域は約645ヘクタールになり、下水道普及率は、約94パーセントになりました。

4月1日現在、新たに使用できる区域は、八潮市・二丁目、木更敷・川口・伊勢野・大森・大田・大森八丁目・大森八丁目（東のぞき）の各区域です。

公共下水道を使用できる区域の範囲は、4月1日から新たに公共下水道を使用できる区域に拡大されています。未整備区域は、引き続き下水道整備工事の進捗次第に整備されていきます。

公共下水道の正しい使い方
 ・油は流さないこと。
 ・水洗トイレにはトイレ用紙以外の生活ゴミを入れないこと。
 ・排水溝の詰まり防止のために、定期的に排水溝を掃除してください。

下水道の正しい使い方
 ・油は流さないこと。
 ・水洗トイレにはトイレ用紙以外の生活ゴミを入れないこと。
 ・排水溝の詰まり防止のために、定期的に排水溝を掃除してください。

市指定下水道工事店一覧表（八潮市内の工事店）

（平成23年3月1日現在）

業名	住所	電話番号	業名	住所	電話番号
新井水道工事店	船ヶ山729-3	096-3838	船ヶ山ノヤ設備	大塚1245-1	096-1436
船ヶ山木村	船ヶ山659-1	096-0270	船ヶ山アニー	深田293	097-5001
豊田建設	船ヶ山897-3	096-8037	船ヶ山建設	高崎1044	096-2795
水之江工務	二丁目145	096-0997	戸田水道工務	中央1-12-6	096-1798
船ヶ山建設	二丁目1248-3	096-1513	船ヶ山建設	中央2-6-13	097-0590
船ヶ山水道	水管理703-3	096-0204	小川建設	八潮1-17-4	096-5116
内村建設	水管理810-4	096-7471	船ヶ山建設	八潮4-1-10	096-9630
船ヶ山水道工務	水管理880	096-0506	船ヶ山建設	八潮4-21-6	094-0255
船ヶ山建設	水管理1030	096-0836	船ヶ山建設	八潮4-2-26	045-8407
船ヶ山建設	水管理1530-3	096-7188	船ヶ山建設	八潮7-19-5	096-6944
船ヶ山建設	深田374-4	096-0206	船ヶ山建設	八潮7-19-11	096-0054
船ヶ山建設	大塚1623	096-0521	船ヶ山建設	八潮7-48-1	096-4181
船ヶ山建設	船ヶ山333	097-0188	船ヶ山建設	船ヶ山1-39-19	097-2970
船ヶ山建設	中野428	096-4148	船ヶ山建設	船ヶ山15-18-12	096-1273
船ヶ山建設	船ヶ山49-1	097-0340	船ヶ山建設	船ヶ山1659	096-1335
船ヶ山建設	大塚1232-1	094-5206			

市外の工事店については、市ホームページをご覧ください。下水道へお問い合わせください。

●公共下水道への接続を
 町では、綾瀬川をはじめとした周辺水環境の水質保全と、公衆衛生および住環境の向上を図るため、公共下水道の整備を進めています。
 事業の効果により一層上げるために、公共下水道が使えるようになった区域のくみ取り便所は、3年以内に水洗便所に改造するよう法律で義務付けられています。また、し尿浄化槽をお使いの方についても、できるだけ早く浄化槽を廃止して公共下水道に接続することが必要となります。

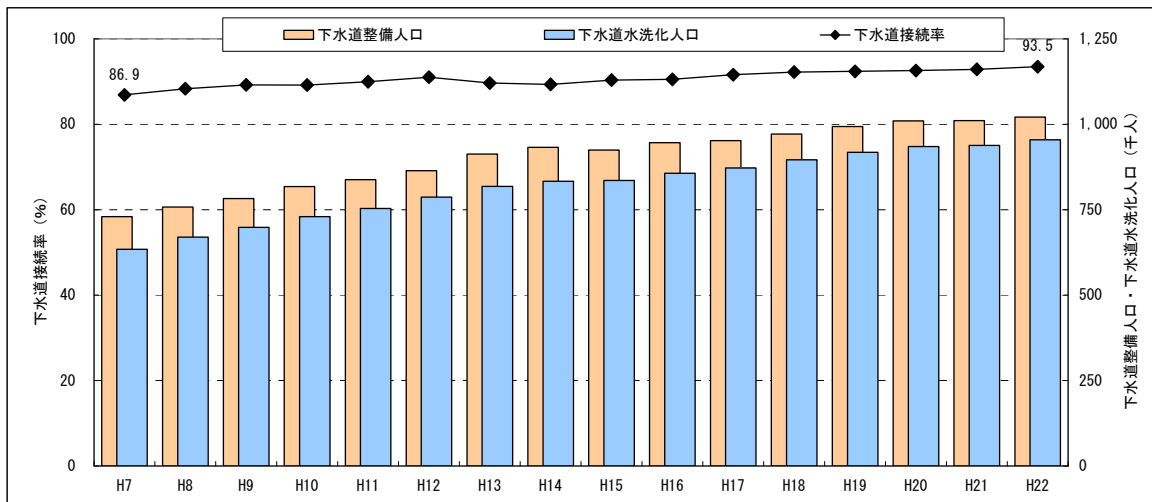
●公共下水道につなぐには
 公共下水道への接続工事は、必ず町が指定した「指定工事店」に依頼してください。なお、排水設備工事に伴う費用は個人負担になります。

●都市整備課下水道設備係
 内2446

水道!!

私たちの身近な公共下水道!!

図 3.1.4 下水道接続をお願いする広報（上：八潮市、下：伊奈町）



※下水道接続率 (%) = 下水道水洗化人口 (人) / 下水道整備人口 (人) × 100

図 3.1.5 下水道接続率の推移 (流域全体)

(3) 合併浄化槽の設置普及

1) 施策の内容と目標

埼玉県および各市町では、合併浄化槽設置整備補助事業等による補助金の給付、広報等によるPR、説明会の開催等を実施し、下水道整備計画区域外における単独浄化槽および汲み取りからの転換を促進する。

また、流域住民も積極的に合併浄化槽への転換を図るものとする。

2) 施策の進捗状況

合併浄化槽の設置普及のため、川口市、さいたま市、上尾市、越谷市、桶川市、蓮田市、伊奈町が、新設および単独浄化槽から合併浄化槽への転換に係る費用の一部を補助する制度を設けており、ホームページや広報誌等で案内している。

表 3.1.4 合併浄化槽の設置普及に向けた取り組み（平成 20～22 年実績）

区市町名	合併浄化槽の設置普及に向けた取り組み
さいたま市	市報・ホームページによる広報
川口市	広報紙・ホームページで、浄化槽設置費の補助金制度についてPR
上尾市	市の広報誌で単独浄化槽及びくみ取り便所から合併処理浄化槽への転換促進についてPR
草加市	特になし
越谷市	市報・ホームページによる広報(補助金交付申請受付に係る広報)
桶川市	市の広報紙で合併処理浄化槽の新設及び単独処理浄化槽からの転換に係る費用の一部を補助する制度についてPR
八潮市	特になし
蓮田市	ホームページで、浄化槽設置費の補助金制度についてPR
伊奈町	町の広報誌に補助金を活用した浄化槽の設置をPR

※鳩ヶ谷市、足立区および葛飾区は下水道普及率100%となっている。

小型合併処理浄化槽設置者に補助金を交付します

生活雑排水（台所、風呂、洗濯等の排水）と、し尿を併せて処理することができる合併処理浄化槽を設置する方に、補助金を交付します。

対象 下水道の事業認可区域以外に専用住宅を所有または建築予定の方

補助額 浄化槽の大きさにかわらず120,000円

また、条件により既存単独

する予定の住宅に太陽光発電システムを設置する方

- ・太陽光発電システムを設置する住宅の敷地および住宅に都市計画法および建築基準法の違反がないこと
- ・交付決定後に着工し、平成23年3月1日までに交付申請ができ、かつ同月24日までに実績報告が可能なこと
- ・市町村税を滞納していないこと

・平成14年度～平成17年度および21年度に実施した「伊奈町太陽光発電システム補助金」の交付を受けていないこと

補助内容 1キロワットあたり20,000円（最高限度額70,000円・キロワット換算3.5キロワットまで）

生ごみ処理容器等購入者に補助金を交付します

家庭用の生ごみ処理容器または生ごみ減量化器を購入する方に補助金を交付します。

対象 ①町内に住所を有し、現に居住している方②処理容器等を常に良好な状態で維持管理できる方③堆肥化された生ごみを自家処理できる方④町内の店舗で処理容器等を購入した方

補助額 購入金額の2分の1

如処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、転換費用の一部を補助します。（限度額60,000円）

環境対策課内2253

上尾警察署管内（平成22年1月～2月）

振り込め詐欺 発生状況

2件

約100万円

※上尾警察署調べ
被害件数・金額は暫定数

振り込め詐欺が増加しています。また、警察に相談をしてください。

図 3.1.6 設置費用補助金を案内する広報誌（伊奈町）

表 3.1.5 合併浄化槽の設置に関する補助制度の内容（平成 22 年）

区市町名	要件	補助金額	
		新設	単独浄化槽または くみ取り便所からの転換
さいたま市	公共下水道認可区域外 かつ流域下水道認可区 域外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 332,000 円（5 人槽） ・ 414,000 円（6～7 人槽） ・ 548,000 円（8～10 人槽） 	既存便槽を処分費として、 90,000 円を限度として加算
	公共下水道認可区域外 かつ流域下水道認可区 域内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 110,000 円（5 人槽） ・ 138,000 円（6～7 人槽） ・ 182,000 円（8～10 人槽） 	既存便槽を処分費として、 90,000 円を限度として加算
川口市	公共下水道認可区域以 外	浄化槽の設置に要する費用 の 1/2 以内の額で下記を限 度額とする <ul style="list-style-type: none"> ・ 270,000 円（5 人槽） ・ 320,000 円（6～7 人槽） ・ 414,000 円（8～10 人槽） ※高度処理型浄化槽の設置 は、補助金額が異なる	浄化槽の設置に要する費用 の 1/2 以内の額で下記を限 度額とする <ul style="list-style-type: none"> ・ 310,000 円（5 人槽） ・ 360,000 円（6～7 人槽） ・ 454,000 円（8～10 人槽） ※ 高度処理型浄化槽の設 置は、補助金額が異なる ※ 60,000 円を限度に撤去 費用別途加算
越谷市	公共下水道事業認可区 域を除く地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 120,000 円（5 人槽） ・ 120,000 円（7 人槽） ・ 120,000 円（10 人槽） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 332,000 円（5 人槽） ・ 414,000 円（7 人槽） ・ 548,000 円（10 人槽） ※撤去費用 60,000 円を別途 加算、高度処理型浄化槽の 設置は補助金額が異なる
上尾市	公共下水道許可区域外	120,000 円(浄化槽の大きさに かかわらず)	限度額 60,000 円
伊奈町	公共下水道事業許可区 域外	120,000 円(浄化槽の大きさに かかわらず)	限度額 60,000 円
桶川市	公共下水道許可区域外 の専用住宅に 10 人槽以 下の浄化槽を設置しよ うとする者	設置に要した費用の2分の1 以内の額とし、人槽区分に かかわらず 120,000 円	設置に要した費用の2分の1 以内の額とし、人槽区分に かかわらず 120,000 円 (※撤去費用を限度 60,000 円で別途加算。ただし、単 独浄化槽からの転換のみ)
蓮田市	公共下水道事業認可区 域及び農業集落排水処 理区域を除く地域	150,000 円 (専用住宅 5～10 人槽、共 同住宅 50 人槽以下)	150,000 円 (専用住宅 5～10 人槽、共 同住宅 50 人槽以下)

下水道への接続、合併浄化槽への転換により、単独浄化槽人口およびくみ取り人口が着実に減少している。

平成 22 年では、合併浄化槽人口が 86 千人、単独浄化槽人口が 110 千人、くみ取り人口が 8 千人であり、下水道以外の人口のうち、約 42%が合併浄化槽を使用している。

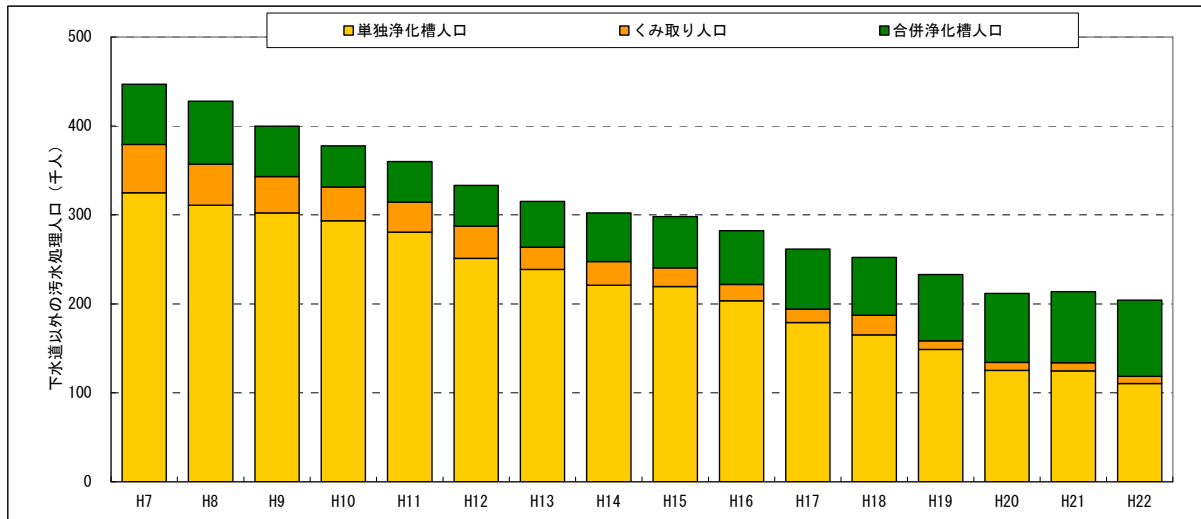


図 3.1.7 下水道以外の汚水処理人口の推移

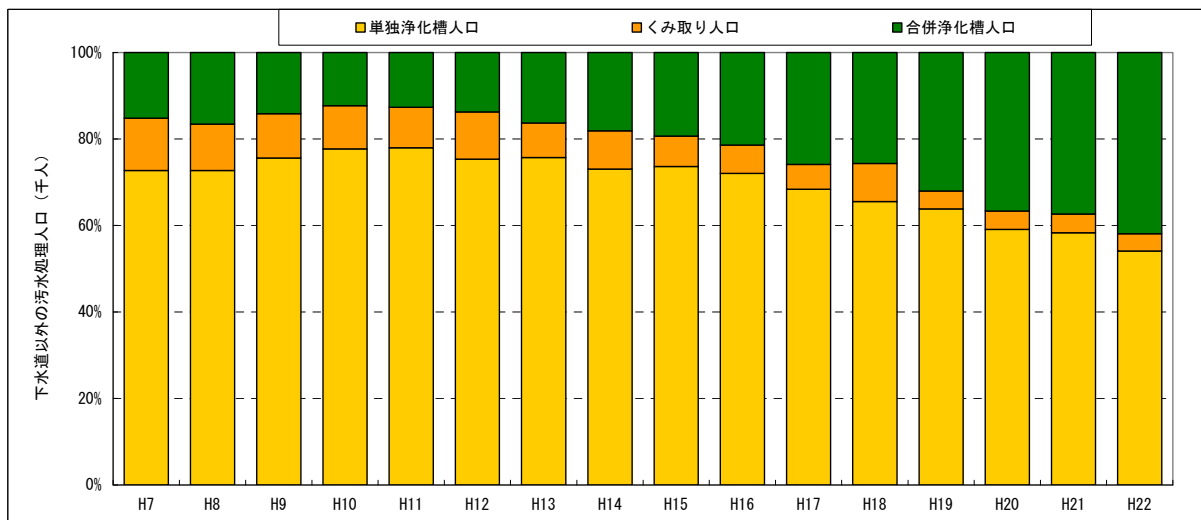


図 3.1.8 下水道以外の汚水処理人口比率の推移

(4) 既設単独および合併浄化槽の維持管理の徹底

1) 施策の内容と目標

流域住民は、設置した単独および合併浄化槽の維持管理を定期的を実施し、浄化効率の維持を図るものとする。

2) 施策の進捗状況

維持管理の徹底を図るため、講習会の実施や管理指導通知書の発送、ならびにホームページや広報誌による案内を行っている。

また、埼玉県では、浄化槽法定検査の受検率が低く全国でも最低レベルにあることから、受検率の向上を図るため、平成 21 年 1 月から建物の新築、増改築および浄化槽の入替えなどにより浄化槽の設置する場合には、「浄化槽法定検査の検査依頼書の写し」を添付書類として提出することを義務付けた。その結果、特に、7 条検査（浄化槽の設置工事の適否及び浄化槽の機能状況の検査）では、受検率が大幅に増加している。

表 3.1.6 浄化槽の維持管理徹底に向けた取り組み（平成 20～22 年実績）

区市町名	浄化槽の維持管理の徹底に向けた取り組み
さいたま市	浄化槽講習会を実施
川口市	市のホームページ・広報紙に浄化槽の維持管理の啓発記事を掲載
上尾市	・市の広報誌で維持管理(保守点検・清掃)ならびに定期検査(法定検査)の義務についてPR ・平成22年1月～2月にかけて、浄化槽を使用している市内約10,000世帯に対して戸別訪問を行い、浄化槽の維持管理及び法定検査義務について啓発活動を実施
草加市	特になし
越谷市	保守点検および清掃を未実施の管理者に対し、年1回管理指導の通知書を発送
桶川市	市の広報誌で維持管理(保守点検・清掃)ならびに定期検査(法定検査)の促進についてPR
八潮市	浄化槽維持管理に関するチラシを窓口に置く
蓮田市	ホームページや戸別訪問による案内
伊奈町	・合併処理浄化槽設置費補助金交付者を対象に維持管理講習会を実施 ・町の広報誌で浄化槽の保守点検・清掃の実施、法定検査についてPR ・公共下水道認可区域を除いた町全域地内の生活排水処理、施設の実態、放流先の実態調査の実施

※鳩ヶ谷市、足立区および葛飾区は下水道普及率100%のため、合併浄化槽の維持管理徹底に向けた取り組みは特に行っていない

10日(木)	ももちゃん	0歳児と保護者
17日(木)	すみれちゃん	1歳児と保護者
24日(木)	さくらちゃん	2歳以上の幼児と保護者

※第1・3月曜日午前はサークル貸出日となっています。
詳しくは町ホームページや子育て支援センターだよりをご覧ください。
<http://www.town.saitama-ina.lg.jp>
園 子育て支援センター（北保育所内）
番728-3482
月～金曜日9:00～17:00（祝日を除く）

※法定検査は管理者の義務とす。

浄化槽の保守点検・清掃が適正に行われているか、浄化機能が十分に果たされているかを検査する大変重要なものです。

法定検査とは
浄化槽の保守点検・清掃が適正に行われているか、浄化機能が十分に果たされているかを検査する大変重要なものです。

浄化槽の法定検査を受けましょう
浄化槽の機能を十分に發揮させるため、管理者の方は正しい使用と保守点検や清掃を行います。また、浄化槽法で定められている「法定検査」＝「水質に関する検査」を必ず受けましょう。

に埼玉労働局雇用均等室へ届け出ましょう!!
毎週金曜日には個別相談会（無料）等も開催しています。
埼玉労働局雇用均等室
60016210

検査には、浄化槽を使い始めて3か月を経過してから5か月以内に行う「設置後等の水質検査（7条検査）」と、毎年1回定期的に行う「定期検査（11条検査）」の2種類があります。

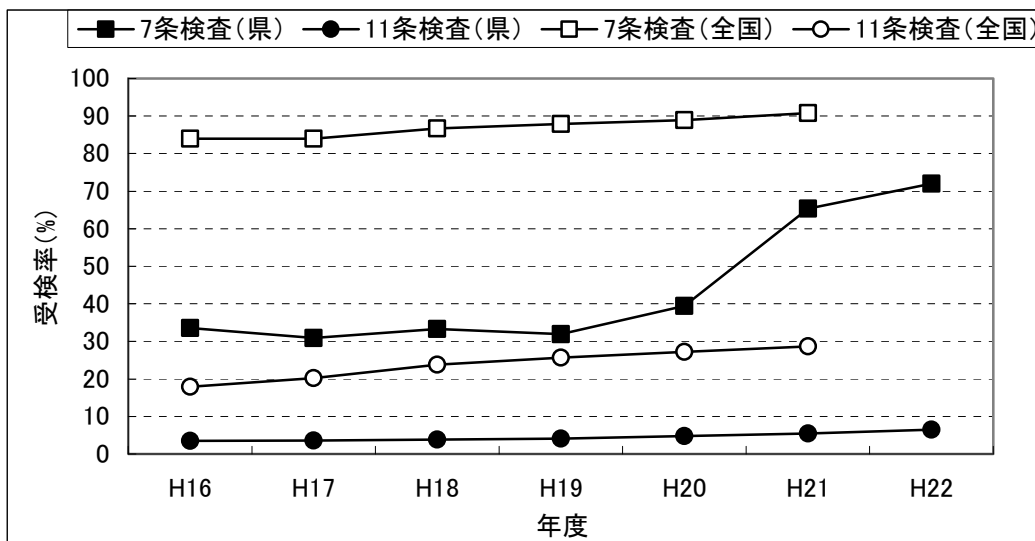
検査を受けるには、埼玉県知事が指定した左記の指定検査機関に依頼してください。

検査手数料

対象処理人員	設置後の水質に関する検査（浄化槽法第7条）	定期検査（浄化槽法第11条）
10人槽以下	13,000円	5,000円
11～20人槽	14,000円	7,000円
21～50人槽	16,000円	10,000円
51～300人槽	21,000円	13,000円
301～500人槽	23,000円	15,000円
501人槽以上	40,000円	32,000円

【指定検査機関】
埼玉県環境検査研究協会
浄化槽検査課
さいたま市大宮区上小町
1450-111
649-5151
詳しくは、町環境対策課
2252へ

図 3.1.9 維持管理に関する広報誌（伊奈町）



※7条検査：主に浄化槽の設置工事の適否及び浄化槽の機能状況を早い時期に確認するために行うものであり、浄化槽の使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に受検
 ※11条検査：主に保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かを判断するために行うものであり、毎年1回実施。

図 3.1.10 浄化槽法定検査の受検率

(5) 流域住民による家庭内負荷削減努力

1) 施策の内容と目標

流域住民は、家庭から流出する生活雑排水（台所、風呂場からの排水）について、日頃から「台所での対策」「洗濯時の対策」「風呂場の対策」下表に示す施策を実践し、綾瀬川へ流入する負荷削減に努めるものとする。

合併浄化槽の設置普及、既設単独および合併浄化槽の維持管理の徹底、家庭内負荷削減努力については、流域住民が主体となり実施するものであり、今後とも指導員の派遣、広報等を通じたPR、説明会・イベント等の開催などの啓発活動を通じて、一層の協力を呼びかけていくものとする。

2) 施策の進捗状況

埼玉県では、平成 21 年度から、小学生の親子を対象に「川ガキ養成埼玉塾」を開催しており、綾瀬川に仕掛けた網を引き上げて捕れた魚を観察したり、パックテストを用いた簡易水質調査を行い、川の楽しさを実感しながら生活排水対策について考えてもらうような取り組みを実施している。

流域自治体においても、ホームページや広報を通じて生活排水対策や浄化槽の維持管理について啓発したり、自治体独自のイベントの開催・継続しており、家庭からの負荷削減に向けた取り組みを実施している。



図 3.1.11 川ガキ養成埼玉塾での生き物調査



図 3.1.12 伊奈町の環境フェアの様子

表 3.1.7 家庭内負荷削減に向けた取り組み（平成 20～22 年実績）

区市町名	家庭内負荷削減に関する取り組み	啓発活動による効果
東京都	【リーフレットの作成】 家庭雑排水の負荷削減の方法を示した「とりもどそう わたしたちの川を海を」を作成都庁窓口で配布する他、区市町村が実施するイベントへ希望があれば提供	
埼玉県	【生活排水対策一斉取組】 圀川流域の各世帯にスクレーパー、キッチンペーパー及びアクリルたわしを配布し、台所排水を改善する取り組みを実施(H20年:1,400世帯、H21年:3,000世帯) 【浄化槽管理者講習会】 圀川流域の浄化槽管理者を対象に、法定検査の受検などの浄化槽維持管理についての講習会を実施 【川ガキ養成東部塾】 小学3～6年生の親子を対象に、綾瀬川(越谷市大間野ノ橋付近)において、下記①～③の内容で川ガキ養成東部塾を開催(参加者H21年:40名、H22年:29名) ①網仕掛け、採れた魚等の観察・講義 ②パックテストによる簡易水質調査 ③生活排水対策の講義	・河川浄化に対する意識啓発を行うと共に、個人でもできることを知っていただき、流域総ぐるみでの取組に向けてのきっかけとすることができた。 ・家族で川の楽しさを実感し、生活排水対策について考えるきっかけとなった
さいたま市	【みんなで水質調査】 綾瀬川流域に住む小学校3年生から6年生の児童とその保護者を対象に簡単な水質調査を実施 【浄化槽講習会】 浄化槽利用者を対象として、浄化槽の仕組みや維持管理方法に係る講習を実施	水質に対する意識と浄化槽の維持管理に係る意識の向上
川口市	【世帯訪問】 平成15年度から、水洗化促進事業として、下水道未接続の家庭を訪問し接続への啓発活動を実施 【ホームページ・広報紙】 市の広報紙に、生活排水対策や浄化槽の維持管理を啓発する記事を掲載 【その他の取り組み】 河川、環境部局と連携し、生活排水対策に関する啓発活動を実施する際は、協力、参加を依頼(例) 学校教育における環境学習への協力、参加	くみ取り、浄化槽から下水道への接続を促進することにより、河川への放流水質の改善が図られた
上尾市	【広報誌による啓発】 ①公共下水道への早期接続 ②合併処理浄化槽の設置費用の一部補助 ③浄化槽の維持管理(保守点検・清掃)と定期検査(法定検査)の実施 ④使用済み油の処理方法 ⑤台所の三角コーナーやストレーナーにろ紙の取付け	小型合併処理浄化槽設置及び単独処理浄化槽・汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換が図られた
草加市	【綾瀬川市民啓発事業】 綾瀬川に親しむことにより、川について考え見つけ直してもらうことを目的に、綾瀬川ラグーン等でイベントを開催 【廃食油石けんづくり】 使用済みの天ぷら油を再利用した廃食油石けんづくり(H20年:年間2,247個、H21年:年間2,488個、H22年:2,538個) 【エコクッキング教室】 食材を使い切り、ムダのない料理法の普及を図るために実施(参加者H21年:26人、H22年:30人) 【草加市下水道展】 ①下水道パネル展示および説明 ②綾瀬川で捕獲した魚を下水処理水の入った水槽にて展示(下水道課ブースへの来場者:H20・21年:約250名、H22年:約300人)	綾瀬川市民啓発事業の参加者に生活排水処理の方法について周知がなされた
越谷市	【生活排水対策社会実験】 H21年2月に出羽堀流域3,200世帯を対象に、キッチンペーパーや水切りネットを配布し、「油を流さない」「食べ残しを流さない」運動を実施	
鳩ヶ谷市	【水切りネットを配付】 全市民対象の各イベント時に水切りネットを配付した。	下水道処理施設の負荷の軽減が図られた
桶川市	【パネルや生き物の展示】 下記において、生活排水が河川の汚濁原因であることを啓発するパネルや綾瀬川で採捕した魚の展示 ①市役所玄関ロビー ②イベント「市民まつり」「消費生活展」他	小さい子供や親などに川の汚れについて関心を持って頂けた
蓮田市	【生活排水対策社会実験】 H21年2月に閩戸浮張地区の100戸を対象に、油や食べ残しを流さない運動を展開し、実験前後の水質を測定 【農業集落排水水洗化の案内】 水洗化率を高めるため、各処理区の維持管理組合役員に接続のPRをお願いした	22年度は、41世帯が新たに農業集落排水施設に接続。
伊奈町	【広報誌】 年数回、下水道事業への理解が得られるよう記事を掲載 【世帯訪問】 職員が、下水道未接続世帯へ訪問し、接続の案内やアンケートの実施と早期の接続依頼を実施 【環境フェア】 町総合文化祭にて、綾瀬川の水質浄化に向けた啓発(パネルや綾瀬川で採取した生物を展示)	・下水道への切替世帯が増加 ・綾瀬川に対する愛着、また、環境浄化への意識の向上
足立区	特になし	
葛飾区	「環境・緑化フェア」、「みんなで水質調査」及び「綾瀬川クリーンキャンペーン」において、綾瀬川に関するパネル展示、綾瀬川にすむ生き物の展示、水質調査体験を実施するとともに、平成21年度はクリーンキャンペーン実施期間前後において区内の小中学校向けに水質調査体験出張講座を実施し、家庭で実践できる川を汚さないための取り組み事例を紹介した。	区民(特に小中学生)に綾瀬川に関心を持ってもらうと同時に、川の汚れの原因と川を汚さない取り組みについて知ってもらうことができた

(6) 農業集落排水対策

1) 施策の内容と目標

蓮田市では、下水道整備区域外の市街化調整区域における農業集落排水事業を推進する。

2) 施策の進捗状況

綾瀬川流域の農業集落排水事業は、蓮田市の上平野処理区が平成9年4月、高虫処理区が平成10年4月、駒崎・井沼処理区が平成14年10月に供用開始済みである。

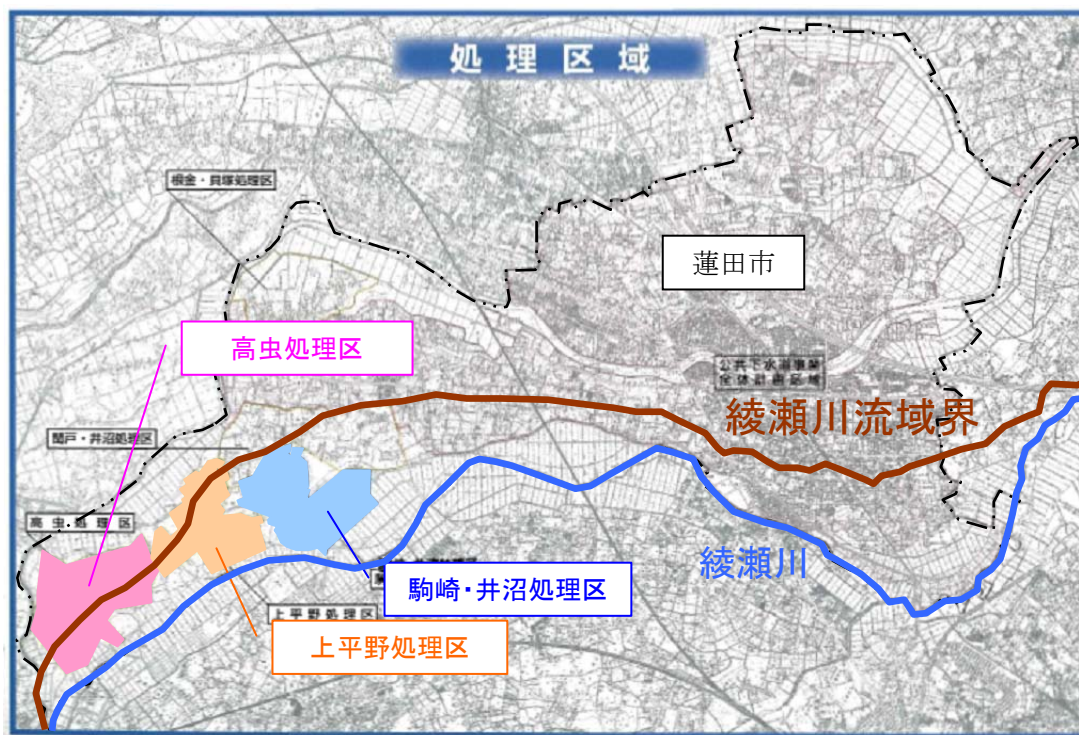


図 3.1.13 農業集落排水事業整備区域（蓮田市）

表 3.1.8 農業集落排水事業の概要（蓮田市）

処理区	上平野処理区	高虫処理区	駒崎・井沼処理区
供用開始日	平成9年4月	平成10年4月	平成14年10月
区域面積	28ha	37ha	45ha
計画人数	1,260人	1,250人	1,870人
計画汚水量	341m ³ /日(日平均)	338m ³ /日(日平均)	505m ³ /日(日平均)
放流先	綾瀬川	元荒川	綾瀬川
流入水質(BOD)	200mg/l	200mg/l	200mg/l
処理水質(BOD)	20mg/l	20mg/l	20mg/l

3.1.2 事業系負荷削減対策

1) 施策の内容と目標

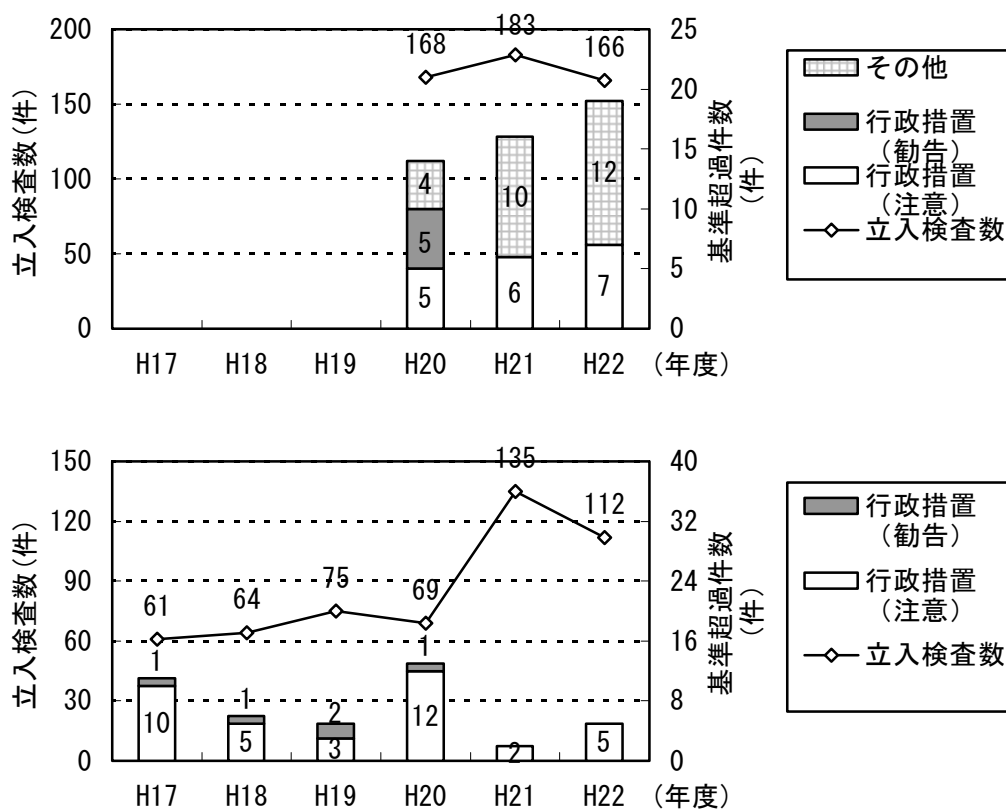
- ① 規制対象事業所の規制遵守
- ② 規制対象事業所の規制拡大
- ③ 公害防止協定の遵守および新規締結
- ④ 未規制事業所の排水負荷削減対策

2) 施策の進捗状況

① 規制対象事業所の規制遵守

埼玉県では、関係市町と協力して「水質汚濁防止法」および「埼玉県生活環境保全条例」に基づいて、規制対象事業所への立入検査を継続しており、基準を超過した事業所に対しては改善するよう指導している。

東京都でも、「水質汚濁防止法」および「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」に基づき、事業所への立入検査を継続している。



上：さいたま・越谷・川口・草加・上尾の合計【平成20年以降データ提供】

下：鳩ヶ谷・八潮・蓮田・伊奈の合計【平成17年以降データ提供】

図 3.1.14 綾瀬川流域における立入検査数および基準超過件数の推移

② 規制対象事業所の規制拡大

さいたま市では、平成21年4月1日から「さいたま市生活環境の保全に関する条例」が施行され、市内の工場または事業場に係る排水の規制として、県条例で指定排水施設に定めている6施設に加え、新たに1施設「パン・菓子製造業の用に供する洗浄施設等」を追加している。

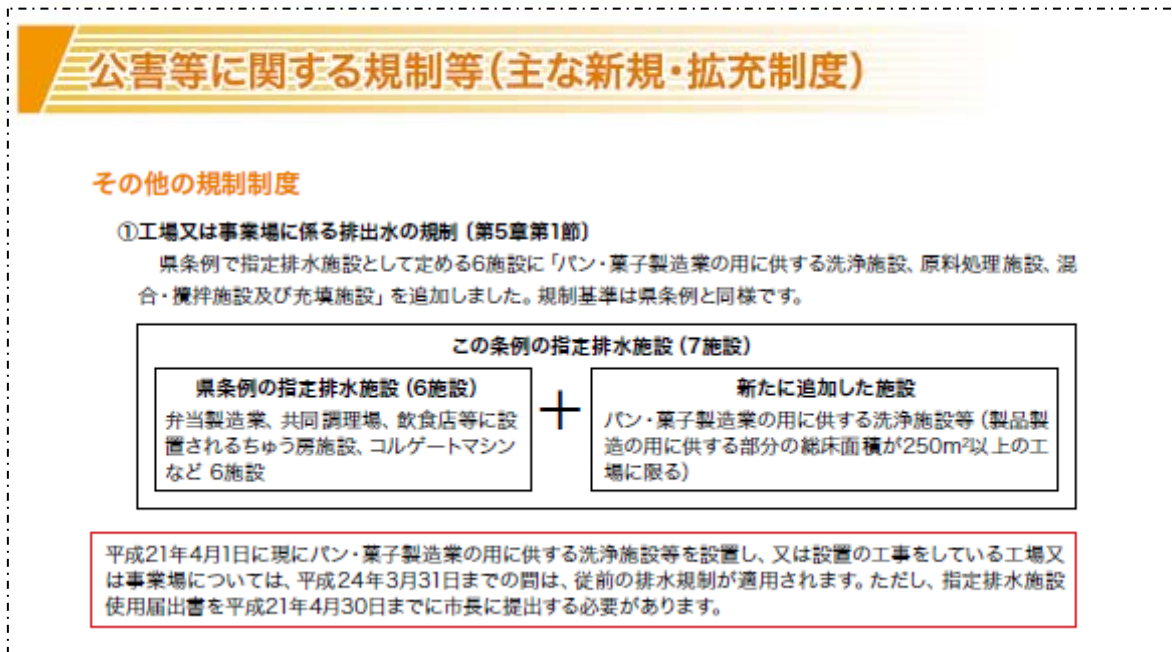


図 3.1.15 「さいたま市生活環境の保全に関する条例(平成21年4月1日)」の概要

③ 公害防止協定の遵守および新規締結

草加市および八潮市が公害防止条例に基づき、排水量の大きい大規模事業と協定を締結している。各々の事業所と規制する水質項目および水質基準を定め、事業所は定期的に排水の水質分析結果を市に報告し、遵守に努めている。

表 3.1.9 公害防止協定の内容

	目的	排水基準	対象事業所数(流域内)
草加市	公共用水域の水質汚濁を未然に防止し、綾瀬川の水質と流域住民の生活環境を保全するとともに、将来に向け綾瀬川の環境基準の達成を図る	各事業所と協議の上、基準を設定	2事業所(平成22年末)
八潮市	住民が健康で快適な生活を営むことができる生活環境を保全し、併せて公害等による紛争を未然に防止する	各事業所と協議の上、基準を設定	5事業所(平成4年末) ↓ 8事業所(平成22年末)

④ 未規制事業所の排水負荷削減対策

埼玉県では、排水基準が適用されない小規模事業所に対しても、「小規模事業所排水指導指針(昭和60年施行)」に基づき、適正な排水処理施設を設置するよう指導を行っている。

目的	地域の水域に与える汚濁の影響が大きく見過ごすことができない、規模の小さい排水基準適用外の工場・事業場等における排水処理について、適正な指導を行うために必要な事項を定め、公共用水域の水質の汚濁防止を図る。
指導対象事業所	<ul style="list-style-type: none">・水質汚濁防止法に定める特定施設を設置する工場・事業場であって、排水基準が適用されていないもの。・日本標準産業分類中分類70の「一般飲食店」及び中分類71の「遊興飲食店」に該当するもの。・その他の工場・事業場のうち、排水が著しく汚染されているもの。
指導内容	日平均排水量10m ³ 以上の事業所では… 指導、助言等を行う場合の目標とする排水の水質は例えばBODでは150mg/l(日平均120mg/l)。 日平均排水量10m ³ 以下の事業所では… 必要に応じて油水分離槽、沈殿槽、沈殿柵等の簡易な排水処理施設の設置を指導する。

図 3.1.16 小規模事業所排水指導指針の概要

(出典:埼玉県 HP <http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BG00/sisin/shoukibosisin.pdf>)

3.1.3 健全な水循環対策

1) 施策の内容と目標

関係機関や流域住民は、流域内の流量の回復や水質の改善を図るために、雨水貯留浸透ますの設置および弾力的な運用による平常時の流量確保に努めるとともに、透水性舗装の実施等の必要な施策による地下浸透量を確保していくことを可能な範囲で実施していくものとする。

2) 施策の進捗状況

鳩ヶ谷市、八潮市および葛飾区では、雨水浸透ますの設置実績があるほか、蓮田市および八潮市では、新築する際に雨水浸透ますを設置するよう指導をしている。

八潮市では、開発行為に対して雨水貯留施設の設置を指導^{注)}しているほか、雨水貯留施設設置費の補助制度も設けられている。

また、埼玉県および八潮市では、管理道路（歩道）に透水性舗装の整備が進めている。

注) 埼玉県では、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成18年10月1日施行）」により、1ha以上の開発行為に対して雨水流出抑制施設等の設置を義務づけている。

内 容	補助金額
既存浄化槽（単独・合併浄化槽）の改造	定 額 80,000円
市販の雨水貯留槽の設置	限度額 25,000円 費用の1/2以内

※なお、補助金の申請にあたっては、申し込み条件や、補助対象数に制限があります。

下水道課 計画・工務係
☎内 421

雨水貯留施設設置費の補助制度のご案内

不用になった浄化槽を転用し、雨水貯留施設への改造や、市販の雨水貯留槽を設置し、雨水排水の流出の抑制を行う方を対象に、その設置費の一部を補助する制度があります。

図 3.1.17 雨水貯留施設設置の補助制度のご案内（八潮市）